

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費（LPWA 等を活用した環境放射線
モニタリング機器の実現可能性検証）事業に係る入札可能性調査実施要領

令和 7 年 6 月 13 日
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課

原子力規制庁では、令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費（LPWA 等を活用した環境放射線モニタリング機器の実現可能性検証）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

（1）概要

原子力規制庁では、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築すべく、先進モニタリングシステム構想を推進している。放射線や放射性物質のモニタリングに係る技術や体制については、東京電力福島第一原子力発電所事故以降様々な調査研究が行われており、従前から用いられている光電子増倍管の代わりに MPPC (Multi Pixel Photon Counter) を用いる検出器や新たな通信技術を用いたデータ伝送手法の採用が試みられており、これらの内容をフォローし、国内での環境放射線モニタリング体制に反映させることは有効かつ有用である。

本事業では、「令和 6 年度原子力施設等防災対策委託費（無人航空機へ搭載する LPWA 等を活用した環境放射線モニタリング機器の実現可能性検証）事業」で得られた成果を踏まえ、小型軽量であるヨウ化セシウム (CsI) と MPPC を用いるシンチレーション検出器及び低消費電力かつ長距離通信が可能となる無線通信技術（LPWA, Low Power Wide Area）を組み合わせた環境放射線モニタリング機器の実用化に向けた検証等を実施することを目的とする。

（2）事業の具体的内容

別紙のとおり

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業実施要件

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
 - ④ 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ※その他、別紙を参照すること。

2. 登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却しません。

4. 提出先

郵送またはE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課 斎藤 美紀子 宛て

【TEL】 03-5114-2125

【E-mail】 saito_mikiko_q4h@nra.go.jp

(登録例)

令和 7 年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁放射線防護グループ
監視情報課

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費(LPWA 等を活用した環境放射線
モニタリング機器の実現可能性検証) 事業について

令和 7 年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録します。

登録内容

- ① 事業者名 〇〇
- ② 連絡先
 - 住所 〇〇
 - TEL 〇〇
 - Mail 〇〇
 - 担当者名 〇〇

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費（LPWA 等を活用した環境放射線モニタリング機器の実現可能性検証）事業

2. 事業目的

原子力規制庁では、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築すべく、先進モニタリングシステム構想を推進している。放射線や放射性物質のモニタリングに係る技術や体制については、東京電力福島第一原子力発電所事故以降様々な調査研究が行われており、従前から用いられている光電子増倍管の代わりに MPPC（Multi Pixel Photon Counter）を用いる検出器や新たな通信技術を用いたデータ伝送手法の採用が試みられており、これらの内容をフォローし、国内での環境放射線モニタリング体制に反映させることは有効かつ有用である。

本事業では、「令和 6 年度原子力施設等防災対策委託費（無人航空機へ搭載する LPWA 等を活用した環境放射線モニタリング機器の実現可能性検証）事業」で得られた成果を踏まえ、小型軽量であるヨウ化セシウム(CsI)と MPPC を用いるシンチレーション検出器及び低消費電力かつ長距離通信が可能となる無線通信技術（LPWA, Low Power Wide Area）を組み合わせた環境放射線モニタリング機器の実用化に向けた検証等を実施することを目的とする。

3. 事業内容

CsI と MPPC を用いるシンチレーション検出器及び LPWA を組み合わせた環境放射線モニタリング機器に関する実用化に向けた検証を行うこと。

事業の実施にあたっては、以下に示す項目について作業を実施すること。

（1）LPWA の性能に関する試験

- ・令和 6 年度までに抽出された機器間の接続に係る諸問題への対策の検証（2 地域程度）
- ・環境放射線モニタリングにおける LPWA の実運用を想定した手順書案のとりまとめ

（2）機器の性能に関する検証及び改良

- ・高速移動への対応能力等、システムの機能強化
- ・環境放射線モニタリングへの導入を想定した機器性能及び評価法の標準化等

（3）学術会議における発表等

本事業で得られた成果・知見等について、学術会議における発表（発表形式は問わない）又は学術雑誌への投稿を行うこと。ただし、日本学術会議協力学術研究団

体に所属する学術会議及び当該学術会議に属する学術雑誌に限る。発表内容及び投稿内容に、機微に係る事項が含まれるおそれがある場合、原子力規制庁担当官へ相談を行うこと。

(4) 業務報告及び打ち合わせの実施

原子力規制庁担当官に対して事業の進捗状況を適宜報告し、漏れのないように本実施計画書の内容を遂行すること。進捗報告等のための打合せは、原子力規制庁本庁もしくはオンライン会議で実施することとし、事業実施中に最低3回程度（業務開始時、中間報告、最終報告）の打合せを想定する。

4. 委託業務実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

5. 納品物

- (1) 調査報告書の電子媒体（CD-ROM等）10式

6. 無償貸付を行える資料等

- (1) 受託者は本事業を実施するに当たり必要となる資料等のうち原子力規制庁により貸与可能なものがあつた場合には、その旨を申し出ることにより当該資料等について無償貸与を受けることができる。
- (2) 無償貸与する資料等については、本業務の目的以外には使用せず、本業務終了後に受注者の責任において返却すること。

7. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏えいしてはならない。受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

8. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリ

ティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

9. その他

本仕様書に明記されていない事項がある場合又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、受託者はその都度、原子力規制庁担当官と協議して決定することとし、受託者の一方的な解釈により処理しないこと。

受託者が一方的に解釈して処理した場合は、受託者の責任のもとに費用負担を含め、これを改めること。

以 上